

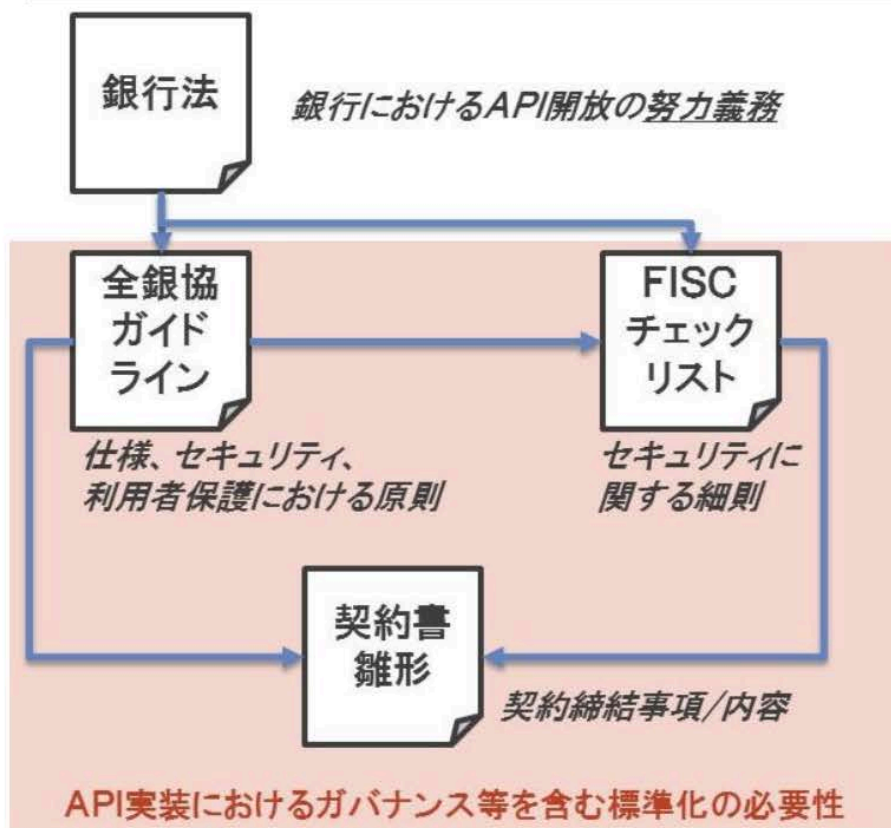
キャッシュレス推進協議会における
決済データに係るAPIガイドラインの検討状況

一般社団法人キャッシュレス推進協議会
2019年4月19日

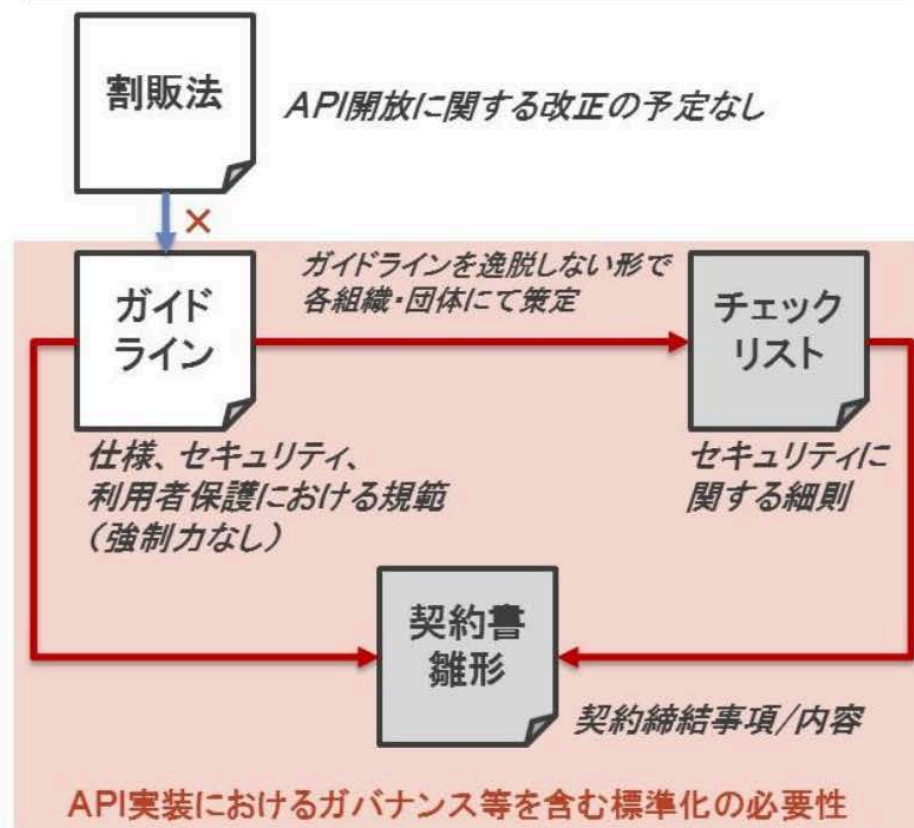
銀行業界における整備状況との違い

銀行業界では、銀行法の改正によりAPI環境の整備が努力義務化され、それに合わせる形で、全銀協、FISCによる環境整備が行われた。他方、クレジットカード業界では、割販法による義務化がない中で、ガイドライン整備から始まった。

銀行業界における検討



クレジットカード業界における検討



当協議会における検討

キャッシュレス推進協議会における検討（PJ18-6 APIガイドラインの整備）では、「イシュア参照系APIの検討」「その他ガイドライン化対象範囲検討」の2領域につき、それぞれの分科会の中で具体的に検討を行ってきた。

APIガイドライン整備 の背景・目的

経済産業省が策定した「クレジットカード利用に係るAPIガイドライン」における今後の取組事項として、仕様の標準化やセキュリティの考慮等が言及されている。また、「更新系」「認証系」に関しても積極的な検討が求められている。

APIガイドライン整備 プロジェクトの 検討テーマ

1

イシュア 参照系

イシュア参照系APIを対象としたAPI仕様の標準化、セキュリティ・利用者保護対策に資する情報の整理

2

その他 ガイドライン化 対象範囲

イシュア参照系以外で、今後ガイドラインを制定すべき対象範囲の確定とガイドライン化（ISS更新系、ISS認証系その他、ACQや、デビット・プリペイド等も含めて検討）

イシュー参照系の検討内容

昨年度は、「電文仕様標準」「契約ひな型」「接続チェックリスト」を成果物として策定を行った。

成果物

以下の3つを本分科会の成果物とし、今年度中の最終化を目指す

- ① 電文仕様標準 : ISS参照系APIにて連携が想定される主要なデータ項目の定義
- ② 契約ひな型 : API提供・利用者双方で事前合意すべき内容を整理した契約の条文例
- ③ 接続チェックリスト : API接続を行う際に双方が対応すべき事項を整理したチェックリスト

成果物の位置づけ

準拠を強制するものでなく、あくまでも効率的なAPI接続を実施するために利用する参考情報としての位置づけを想定

検討の進め方

- 先行する銀行業界の「電文仕様標準」「契約ひな型」「API接続チェックリスト」を参考に
して検討
- まずは電文仕様標準について検討に着手、その後契約ひな型、接続チェックリストについて
検討

電文仕様標準

検討メンバーへのアンケートの結果、「カード情報照会」「取引明細」「請求履歴照会」「ポイント残高照会」「利用可能額照会」の5電文について、標準化を実施した。

「クレジットカード分野のオープン API に係る電文仕様標準について」概要

- a. API のメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安を定めるもの。以下2区分を定義する。
 - 標準項目：各項目の定義が明確であり、且つ最低限必要と考えられるもの。
 - 拡張項目：任意項目の例示的位置づけ。各クレジットカード会社で定義が異なるもの等。
- b. 基本的な項目やデータについて、定義の一貫性を確保し、接続相手方において加工、集計/統合を容易化するとともに、利用者の誤認を防止し、もってオープン・イノベーションが醸成されやすい環境の実現を後押しすることを目的としている。
- c. 「電文仕様標準」への準拠は、各クレジットカード会社において検討・判断される。また、最終的な仕様は、電文仕様標準に機械的に準拠するのではなく、API の汎用性、拡張性も十分考慮するとともに、接続相手方との協議やサービスの特性等を踏まえて、決定されることが重要である。
- d. 必要に応じて内容の追加や見直し、およびAPI開発上の指針として参照される

契約ひな型

全銀協が定めた「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例」をベースに検討を行った。

「クレジットカードに関するAPI利用契約の条文例」概要

位置づけ

クレジットカード会社及び接続事業者の早期契約締結に資するために作成された一案であり、利用は強制せず、本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものでない。

背景

クレジットカード会社におけるAPI開放の取組みも進みつつある中、クレジットカード会社と接続事業者の間でAPI連携が加速した場合、複数のクレジットカード会社、接続事業者間で契約締結事務が発生することから、その効率化が課題

概要

契約は各社にて個別に定めるものではあるが、契約の条文例、事前に検討しておくべき論点事項を両者間で共有することは、契約締結事務の効率化に資するものである。API利用契約を締結する典型的な場合を想定して、取りまとめた。

契約にかかるコミュニケーションコストの低減、円滑なAPI接続に資するものとなり、APIエコシステムの形成・発展に繋がることを期待する。

課題点が明らかになった場合は、本条文例を改善していくことも考えられる。

接続チェックリスト

FISCが定めたチェックリストを参考に、「API接続チェックリスト」を策定した。

「API接続チェックリスト」概要

目的

API接続が行われる際に、双方が効率的にコミュニケーションを行うためのツールとして、FISCを参考に、「API接続チェックリスト」を策定した。関係者がこのチェックリストを活用することにより、効率的で安全なAPI接続が広く普及していくことが期待される。

なお、「API接続チェックリスト」は、API接続後のモニタリングにおけるコミュニケーション・ツールとしても活用することができる

今後の 維持管理 方法

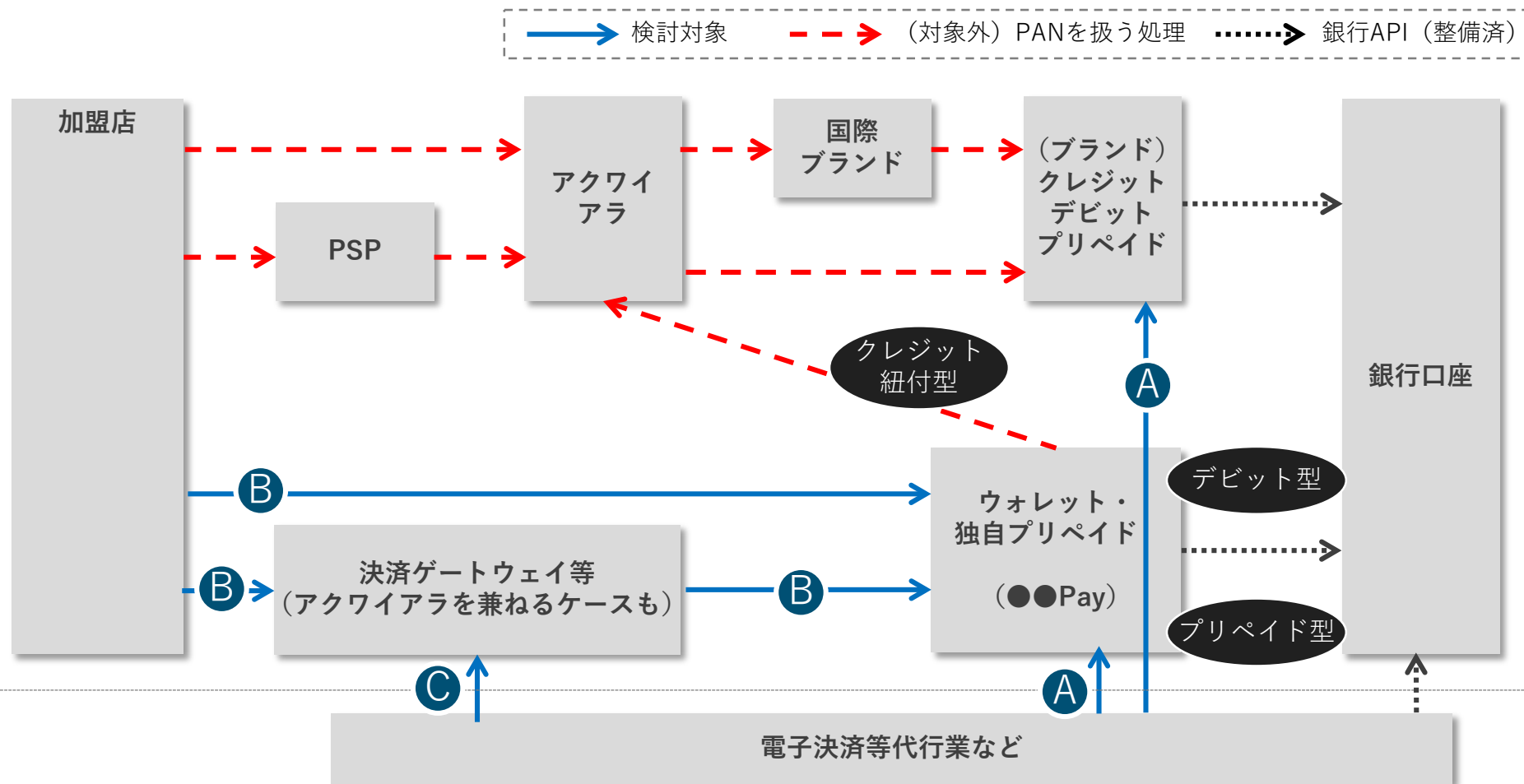
常に有益なものであるよう、以下の事項を踏まえて年1回、チェックリストの見直しについて検討する。また、チェックリストを大幅に見直す等、重要な判断が必要な場合は、別途、有識者検討会等を開催し審議することとする。

- ユーザーの使用状況や要望
- オープンAPIに関するインシデントの発生状況
- オープンAPIに関する標準化の動向
- 認定電子決済等代行事業者協会の自主基準 等

なお、インシデントの発生等に伴い、カード会社及びAPI接続先に対して速やかに注意喚起等を行う必要がある場合には、キャッシュレス推進協議会事務局がウェブサイト等を通じて行う。

その他ガイドライン化対象範囲の検討内容

「A. イシューア全体（クレジット以外含む）の更新系」と、「B. 決済電文（PANを扱わない新たな決済）」「C. 加盟店売上系参照（同左）」に関して検討を行った。



APIガイドライン（第2版）の内容

1.はじめに	1.1	本ガイドラインの目的	クレジットカードに限らない決済事業者（コード決済等）を追加
			データ利用以外の表現を追加
			第1版は、経産省・学者などの幅広い有識者で検討したという前提であるが、今回は民間(キャッシュレス推進協議会分科会)のみに変更
	1.2	本ガイドラインの適用範囲	クレジットカードに限らない決済事業者（コード決済等）を追加 注記にて、 ブランドプリペイドカードなどへの転用に言及 （ブランドプリペイドにおいては、クレジットカードに近い部分もあるため、各社がAPI化するにあたり「本ガイドラインを参考にすることも有意義と考える」との記載）
			PANは扱わない前提は継続
2.API仕様の標準化	2.1	基本的な考え方	参照系のみに限定しているため、 認証系・更新系を追加 決済のAPI化部分について、「QR／バーコード決済の電文例が示されたため、それを参考にすることも考えられる」といった記載を追加
			銀行APIで、残照と履歴しか触れられておらず、振込の議論が始まっている点の修正
	2.2	開発原則	電文標準は定めないという内容を、今回の策定に合わせて変更
			特になし
			特になし
	2.4	電文仕様標準	【追加】電文標準を定める動きを受けて、ガイドラインにも新規で項目を追加。

APIガイドライン（第2版）の内容

3.セキュリティ対策及び利用者保護対策	3.1	基本的な考え方	特になし
	3.2	オープンAPIの主なリスク	特になし
	3.3	セキュリティ原則	「チェックリストの制定が期待される」の表現を「制定した」に変更
	3.4	利用者保護原則	「チェックリストの制定が期待される」の表現を「制定した」に変更
	3.5	その他	特になし
4.関係法規制、ガイドラインとの関係性	4.1	既存法制との関係性	自主規制団体でないため、Fintech企業等の意見をまとめる場が必要との記載があるが、キャッシュレス推進協議会で継続と変更
	4.2	既存ガイドラインとの関係性	銀行業界の変更部分があるか確認の上で必要に応じて修正 クレジットの実行計画に変更ないかを確認の上で必要に応じて修正
5.今後の取組	5.1	API仕様の標準化に関する取組	クレジットカード参照系、コード決済に関する仕様標準制定を修正。 今後、認証系やその他更新系などの検討に言及。
	5.2	セキュリティ対策・利用者保護に関する取組	大きな修正はないが、検討主体として、キャッシュレス推進協議会も追加
	5.3	業界間の協業・連携に向けた取組	経産省目線で、今後は民間で検討とのニュアンスがあるため、表現を修正 「キャッシュレス推進母体への期待」との表現を。「キャッシュレス推進協議会での実行」に変更
	5.4	本ガイドラインの改訂方針	特になし（ただし注記にて、2019年度は半年後程度をめどに改訂是非の議論を確認する旨を記載）
	5.5	継続的なコミュニケーション、エコシステムの形成に向けて	「キャッシュレス推進母体への期待」の表現を「キャッシュレス推進協議会での実行」に変更

